

# 割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募要領

令和8年3月19日  
経済産業省  
商務・サービスグループ  
商取引・消費経済政策課

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

割賦販売法は、過剰与信防止を目的として、包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者に対し、所定の事項（以下「基礎特定信用情報」といいます。）を指定信用情報機関に提供することを義務付けています。また、割賦販売法施行規則第118条第1項各号には、基礎特定信用情報に含まれる事項が規定されています。

今般、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号。）第6条が改正され、対面で行う顧客等の本人確認方法は、本人確認書類の提示又はICチップ情報を読み取る方法のいずれかを原則とすることとなりました。

本改正に伴い、割賦販売法施行規則第118条第1項第5号について所要の改正を行うこととします。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

## 2. 意見公募の対象

「割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（案）」

## 3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省商務・サービスグループ商取引・消費経済政策課  
（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館9階）

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年3月19日（木）～令和8年4月17日（金）必着

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1  
経済産業省局  
商務・サービスグループ商取引・消費経済政策課  
パブリックコメント担当 宛

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-shotorihiki-kappann@meti.go.jp

（電子メールの件名を「割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

